

答申別添

豊島区基本構想・基本計画

CONTENTS 目次

基本構想・基本計画の策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間
2. 計画の位置づけと構成

基本構想

1. 理念…………… P6
2. まちづくりの方向性…………… P7
3. 基本構想の実現に向けて…………… P7

基本計画

第1編 総論

[第1章] 計画策定の背景

1. 社会の動向…………… P10
2. 豊島区の状況…………… P13

[第2章] 地域経営の方針

1. 基本戦略の継承と発展…………… P22
2. 区民目線での分野横断的なまちづくりの推進…………… P23
- 3-1. 「3つの理念」の実現に向けた取組方針…………… P24
- 3-2. 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針…………… P25
- 3-3. 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針…………… P28
- 3-4. 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針…………… P30

第2編 各論

[第1章] 計画の姿

1. 施策の体系…………… P32
2. 計画事業の位置づけ…………… P34

[第2章] 7つのまちづくりの方向性

1. 地域と共に支えあう安全・安心なまち…………… P36
2. 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち…………… P46
3. 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち…………… P61
4. 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち…………… P73
5. 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち…………… P79
6. 共につくる地球にも人にもやさしいまち…………… P85
7. 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち…………… P91

[第3章] 未来を見据えた 持続可能な 行財政運営

1. 地域課題を考え抜き、成長し続ける職員と組織…………… P98
2. 持続発展するまちづくりを実現する行財政運営…………… P99
3. 未来を見据えた公共施設等のマネジメント…………… P100
4. デジタル技術を活用した効率的かつ質の高い行政サービス…………… P101
5. 区民生活を支える双方向の情報コミュニケーション…………… P103
6. 地域の魅力と区民の誇りを高めるシティプロモーション…………… P104

参考資料

- …………… P105

基本構想・基本計画の 策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間

豊島区は、平成15(2003)年3月に、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」(以下「基本構想」といいます。)を策定(平成27(2015)年3月改定)し、「目指すべき将来像」を掲げました。

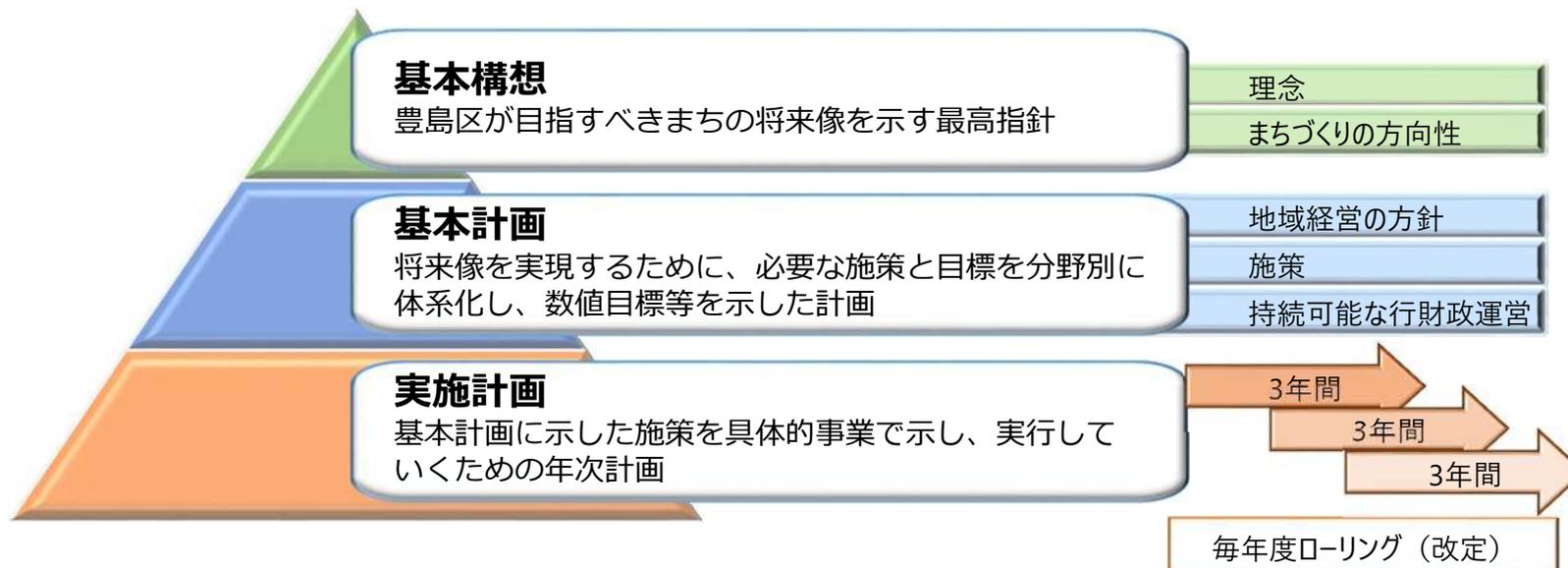
この将来像の実現に向けて、平成28(2016)年、区の最上位計画である「豊島区基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定(令和4(2022)年3月改定)し、必要な施策と取組方針等を分野別に体系化して示し、着実に歩みを進めてきました。

一方、コロナ禍を経て、社会経済状況には大きな変化がありました。人々の価値観やライフスタイルは一層多様化し、デジタル技術は著しく進化しました。地震や豪雨、記録的な猛暑等、区民の生命を脅かす自然災害のリスクもますます増加しています。

社会経済状況の変化が加速する中、基本構想の計画期間をこれまでの四半世紀から10年に、基本計画の計画期間を10年を5年に短縮することにより、区が進むべき方向性を明確にしつつ、区民ニーズを的確に捉え、変化にも柔軟に対応できる区政運営を実現することを目的として、基本構想及び基本計画の見直しを行うものです。



2. 計画の位置づけと構成



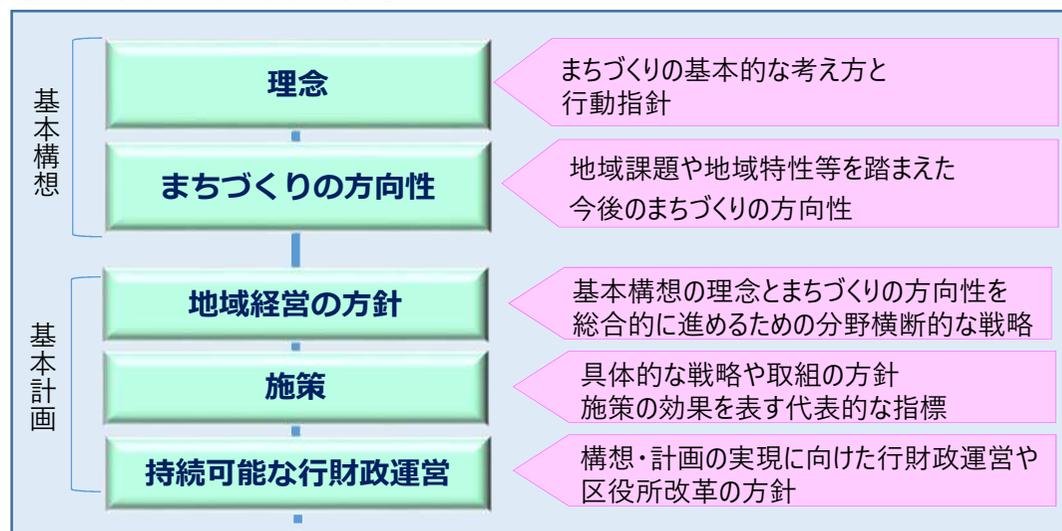
基本構想は、「理念」と「まちづくりの方向性」で構成され、「理念」では、まちづくりの基本的な考え方と行動指針を、「まちづくりの方向性」では、地域特性等を踏まえた方向性を7つの分野で示しています。

基本計画は「総論」と「各論」で構成され、「総論」では、区の現状、社会変化の潮流、人口の推移と予測、財政の状況、地域経営の方針等を示しています。「各論」では、基本構想が示すまちづくりの方向性ごとに、施策を体系的に示すとともに、各施策における取組の目標と方針、行財政運営の方針を示しています。また、施策ごとに効果を表す代表的な指標を設定し、その実効性を確保しています。

そして、基本計画の実施計画を策定します。実施計画は、基本計画が示す取組方針を具体化する主要な手段として、各施策に計画事業を位置づけます。また、施策ごとに設定した指標を活用した行政評価を毎年度実施し、目標の進捗状況を管理するとともに、必要に応じた事業の見直しを行います。

PDCAサイクルにより、施策や計画事業を常にチェックするとともに、事務の改善や事業の再構築に結び付け、時代や区民のニーズを的確に捉えた持続可能な区政運営を実現します。

[基本構想・基本計画の構成]



[実施計画]
施策を実現するため、特に進捗管理を必要とする事業

豊島区基本構想

1. 理念

目的

第3次基本構想の策定から20年が経過し、この間、地球規模での気候変動を始め、我が国では成熟社会としての歩みを進める中、少子高齢化が進展する等、時代は大きな転換期を迎えています。

豊島区においても、転入転出の動向や世帯構成の変容に加え、将来人口等、様々な変化を見極めながら、持続可能なまちを実現しなければなりません。

基本構想は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。これまでの基本構想の精神を引き継ぎながら、時代や区民ニーズの変化を的確に捉えつつ、将来の豊島区を取り巻く環境を見据えた、中長期的なまちづくりの羅針盤です。

ここに掲げる「理念」や「まちづくりの方向性」は、持続可能な都市として豊島区の新時代を切り拓き、未来につながり発展するための、区民や地域団体を始め、区に関わるすべての主体にとっての共通の指針となるものです。

期間

基本構想の期間は、令和7年4月から概ね10年とします。

理念

「理念」とは、基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針です。豊島区に関わるすべての人が共有する「理念」として、以下の3つを掲げます。

1. 誰もがいつでも主役

声なき声にも耳をすませ、誰もが平和を享受し、ジェンダーを始め年齢、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違い等の多様性を認め尊重し合い、区民一人ひとりが幸せを感じ、あらゆるライフステージにおいて健康で自分らしく過ごせるまちを実現します。

2. みんながつながる

誰一人取り残さず、子どもから高齢者まであらゆる人をつなげ、地域課題の解決にあたるとともに、地域団体、企業、他の地方自治体等、多様な主体と協働の輪を広げ、みんなで作る共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまちを実現します。

3. 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち

多様な表情を持つ高密都市において、先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を継承しつつ、地域の個性を生かしながら、魅力をさらに高めます。

安全・安心でにぎわいあふれる居心地の良い都市空間の中で、未来を担う子どもたちを地域全体で育み、まち全体に新たな出会いと笑顔があふれる「住みたい、住み続けたい、訪れたい」憧れのまちとして、力強く発展し続けます。

2. まちづくりの方向性

[凡例] ○ 背景や地域特性等を包括的に記載したもの
◆ 取組の大きな方向性を包括的に記載したもの

1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

- 日本一の高密都市、有数の繁華街を有する本区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。
- ◆ 地域で安心して生活できるよう、地域コミュニティの活性化を始め、災害・治安や住環境等への対策を、ハード・ソフトの両面から講じ、地域と共に安全・安心なまちづくりを進めます。

2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

- 消滅可能性都市の脱却から、その先の持続発展するまちの実現には、質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。
- ◆ 切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境を作るとともに、子ども・若者の権利が尊重され、希望を持って学び、自分らしく成長できる笑顔あふれるまちづくりを進めます。

3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

- 高齢化の進展や単身世帯が増加する中、孤独・孤立対策等のきめ細かな支援や、自ら健康を守り育む環境づくりが求められています。
- ◆ 誰もが心と体の健康が維持された生活を送り、自分らしく歳を重ねることができるとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、本人が望む社会とのつながりや自立生活を支えるまちづくりを進めます。

4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

- 地域に息づく祭事・芸能、舞台芸術の継承を始め、これまで築いてきた文化を発展させることは、まちに元気と心に潤いをもたらします。
- ◆ 地域の歴史や文化を守り伝え、新たな文化を受け入れ続けるとともに、あらゆる人がより身近に文化を感じ、体験できる環境を整備しつつ、世界とつながるアート・カルチャーが交差するまちづくりを進めます。

5 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち

- 個性あふれる商店街の活性化や多彩な企業の集積、魅力ある観光資源の発掘と発信は、まちが持続発展するための生命線です。
- ◆ 世界を市場としたスタートアップを生み出すビジネスの成長と変革や、地域経済の持続的な発展を促進するとともに、マンガ・アニメ等の地域資源を生かし、国内外の来街者でにぎわうまちづくりを進めます。

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

- 高密都市だからこそ、限られた資源を有効に活用し、環境負荷の低減やみどりを守り続ける責任があります。
- ◆ 多様な主体が相互に協力しながら都市のみどりを育み、清潔で美しいまちを創出するとともに、脱炭素地域社会づくりを推進し、良好な環境を次世代へ引き継ぐまちづくりを進めます。

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

- 交通結節点の池袋を起点とした、誰もが安心して快適に楽しめるまちづくりが喫緊の課題です。
- ◆ 次世代に誇れる魅力ある都市を創出するとともに、池袋駅を中心に各地域の魅力あるスポットを結び付け、区内全体を回遊性が高く、誰でも安全で歩きやすいまちづくりを進めます。

基本構想の実現に向けて

「めざすべきまち」の実現には、区民の声を受け止め、政策を形成するために、考え抜き、力強く最後まで成し遂げることのできる職員と組織が必要です。

これに加え、将来を見通した健全で安定した財政基盤を、事業の再構築を繰り返すとともに、職員定数の適正化、計画的な公共施設の改修等により盤石とし、持続しなければなりません。

さらには、日々進化するデジタル技術を最大限に活用し、区民サービスを向上しつつ、区民と区双方での情報コミュニケーションの強化やまちのブランド力を高める戦略的な情報発信に取り組みます。

また、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる「豊島区基本計画」と、基本計画に示した施策を具体的な事業に結びつけ、実行するための年次計画を策定し、着実に施策や事業を推進します。

豊島区基本計画

第1章

計画策定の背景

第1編 総論

1. 社会の動向

① 人口減少社会、超高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の総人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに、本格的な人口減少社会を迎え、令和38（2056）年には1億人を割り込み、令和52年（2070）年には、約8,700万人まで減少する見込みです。

高齢者人口は、令和25（2043）年まで増加し続ける見込みとなっており、国民の3人に1人以上が高齢者という時代を迎えます。コロナ禍の収束により以前の水準に戻った外国人人口は、今後も増加することが見込まれています。

日本の総人口の減少や少子高齢化、外国人人口の増加等により自治体の人口構造は徐々に変化していくものと考えられます。

こうした人口構造の変化は、年金や医療、介護等の社会保障を始め、雇用や経済活動、コミュニティのあり方等、地域社会そのものに大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、国は「異次元の少子化対策」として、若い世代や子ども・子育て世代を対象とした支援を推進し、東京都は、多角的な観点から、望む人が子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて、切れ目のない支援を行う少子化対策を実践しています。

本区においても、持続可能な地域経営を行うため、人口構造の変化に応じた、きめ細かな対策が求められています。



(グラフ)

・国立社会保障・人口問題研究所

・日本の将来推計人口(令和5年推計公表資料)出生中位・死亡中位推計より作成

② 新型コロナウイルスの影響を踏まえた社会の変化

令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、行動制限を行う法的根拠がなくなったことで、地域行事や各種イベントが再開され、地域に以前のにぎわいが戻ってきました。同年の訪日客の旅行消費額は計5兆3,065億円で過去最高を記録し、訪日客数は2,507万人でコロナ禍前の令和元（2019）年の8割に回復しています。

また、コロナ禍を契機として、社会全体のデジタル化が加速するとともに、人々の働き方やライフスタイル、価値観は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化が進む一方、コロナ禍で社会参加の機会が減少したことにより、元々社会に内在していた、人と人とのつながりの希薄化、不登校や児童虐待、生活困窮、ひきこもり等の孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

③ 大規模災害の動向

令和6（2024）年1月1日、石川県においてマグニチュード7を超える能登半島地震が発生し、多くの住民の命と財産に被害が及びました。建物の多数倒壊や火災の発生等の甚大な被害が発生し、停電や通信途絶、断水に伴うトイレ不足の長期化等、被災地において様々な課題が明らかになりました。

また、近年は台風や豪雨等の風水害が頻発・甚大化しており、多くの人々の暮らしに被害が及んでいます。

こうした中、東京都では、切迫する大規模地震への対策を加速するとともに、激甚化する風水害から都民の命と暮らしを守る対策を強化し、強靱な首都東京を実現するための取組を推進しています。

人や建物、企業等が多く集まる本区においても、いつ起こるか分からない首都直下地震や南海トラフ巨大地震のみならず、頻発する都市型風水害等に対する備えを着実に進めていくことが求められています。

④ 気候変動危機の動向

地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により、多くの生物の命が失われる等、甚大な被害が生じています。国内においても、台風や集中豪雨、猛暑日が頻発する等、人々の日常生活にも影響が及んでおり、今後も風水害や熱中症による被害の拡大が見込まれています。

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた世界全体の取組が進む中、日本は令和12（2030）年度にCO2排出量を平成25（2013）年度比マイナス46%、令和32（2050）年には温室効果ガス排出ゼロにする、「カーボンニュートラル」を目標として掲げ、社会全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

東京都においても、令和12（2030）年度までに、温室効果ガス排出量を平成12（2000）年度比マイナス50%とする「カーボンハーフ」を表明し、達成に向けた取組を強化しています。

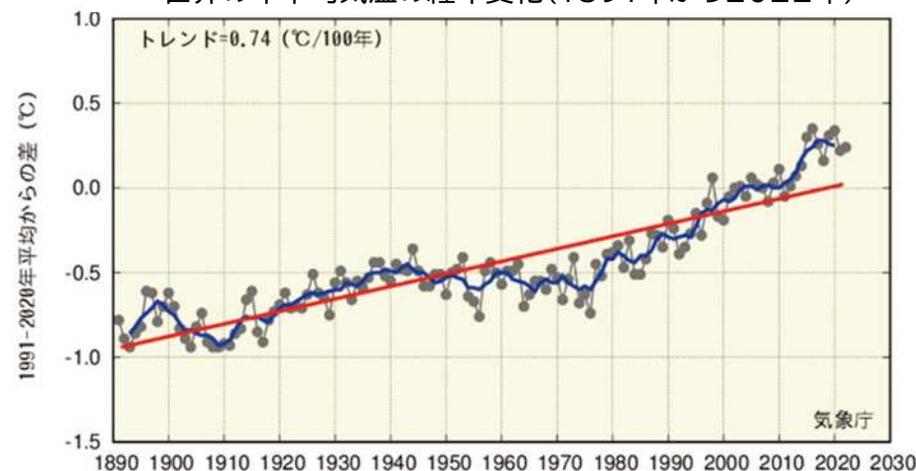
SDGs未来都市である本区においても、脱炭素社会の実現に向けた取組をこれまで以上に加速させていく必要があります。

「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

	阪神淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 ^{注1}
発生日月	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震:2016年4月14日 午後9時26分 本震:4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード6.5 マグニチュード7.3	マグニチュード7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437人 (うち約900人)	22,325人 (うち約3,800人)	276人 (うち約220人)	263人 (うち30人 ^{注2}) ※5月28日時点の暫定値
全壊住家	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約8千棟 ※5月28日時点の暫定値

注1)「能登半島地震」の欄には、一連の地震における最大規模の地震(令和6年1月1日16時10分石川県能登半島地方の地震)に係る情報を記載。
 注2)「能登半島地震」に係る「災害関連死」の値は、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害が原因で死亡したものと認められた5月28日現在の暫定値。
 出典:令和6年版 防災白書 | 「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

世界の年平均気温の経年変化(1891年から2022年)



細線(黒):各年の平均気温の基準値からの偏差 太線(青):偏差の5年移動平均値
 直線(赤):長期変化傾向
 基準値は1991~2020年の30年平均値
 出典:気象庁ホームページ

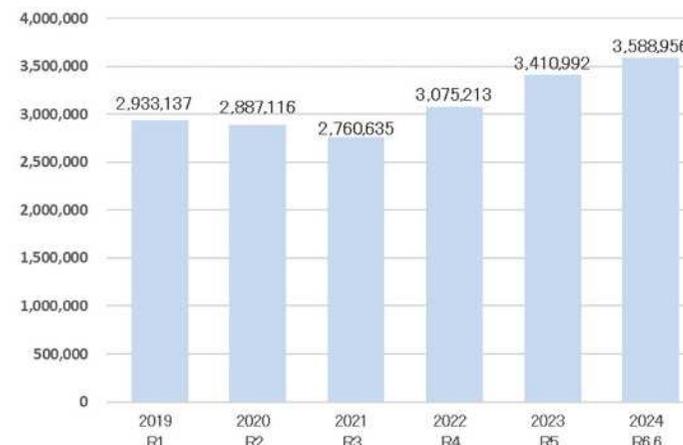
⑤ 多様性の尊重

日本では、在留外国人が、令和6（2024）年6月時点で過去最多の358万人を超える等、増加・多国籍化が進んでいます。総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年度）によれば、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築していく方向性が示されています。

また、社会においては、ジェンダー平等の実現や、人・国の不平等をなくすことを目標に掲げたSDGsの理念の浸透が進み、様々なバックグラウンドを持った人々が、それぞれの違いを認め、個性や人権を尊重する機運が高まっています。

外国人住民が多く、日本人の人口流動性が高い本区においては、多様な人々が、相互の違いや文化を理解・尊重し、地域の中で自分らしく生き続けることができる社会を実現することが求められています。

在留外国人数の推移



出典：令和6年10月18日公表の出入国在留管理庁資料より作成

⑥ DX（デジタル・トランスフォーメーション）

DXとは、デジタルの力を活用し、企業・自治体・その他の組織体が業務・組織のあり方やサービスの提供方法等を変革することで、よりよい社会を目指そうという考え方です。

近年、AI（人工知能）が、これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されている等、社会全体におけるDXは一層加速しています。

人口減少によって人材不足が深刻化する等、経営資源が制約される中で、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されています。

このような中、国は日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を中心に、社会全体のデジタル化を推進しています。また東京都においては、行政と民間が協働して革新的なサービスを生み出す新たなプラットフォームとして「GovTech東京」を設立し、東京全体のDXを推進しており、国や東京都、企業等と効果的な連携を図ったうえで、行政サービスの生産性や利便性を高めていく必要があります。

デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



出典：デジタル庁ホームページ

2. 豊島区の状況(1)人口動向

① 人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、最も人口が多かったのは昭和39(1964)年の353,953人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、豊島区においても平成9(1997)年に246,505人まで落ち込みました。

しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、豊島区の人口も増加に転じることとなりました。

コロナ禍の影響から、流入人口や外国人人口が大幅に減少したこと等により、一時的に人口が減少に転じましたが、現在はコロナ禍前の水準にまで回復し、人口の増加が続いています。

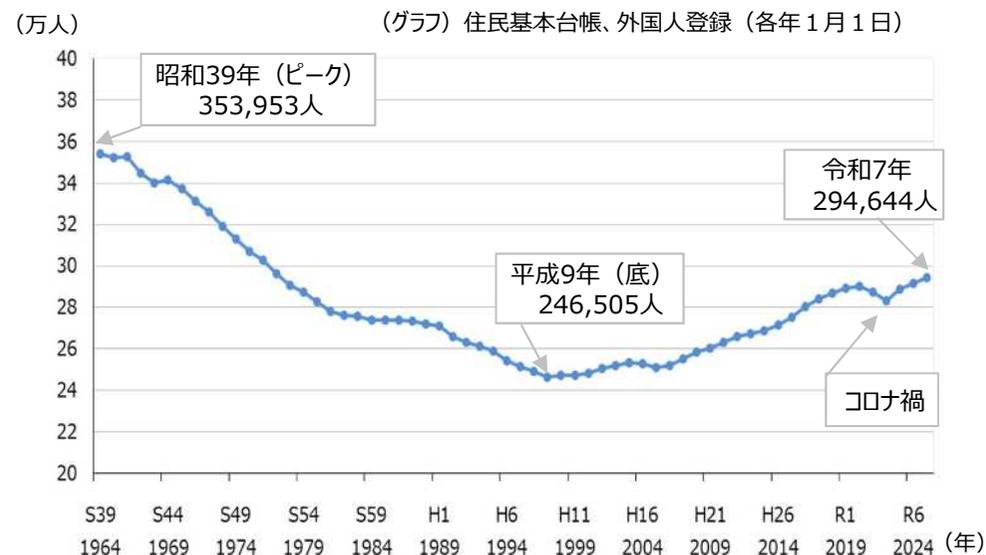
② 少子高齢化の進行

昭和39(1964)年以降における年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は平成18(2006)年、生産年齢人口(15~64歳)は平成17(2005)年を底に、約40年続いた下落傾向を脱しました。

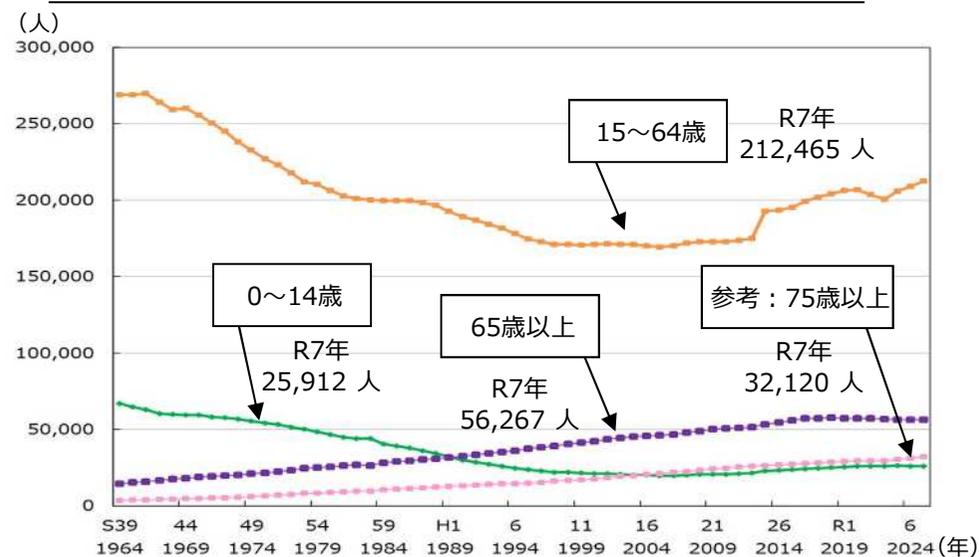
一方で、老年人口(65歳以上)は一貫して右肩上がりであり、令和6(2024)年1月1日現在には56,608人、全人口に占める割合は19.4%となっています。

平成元(1989)年を転換点として老年人口が年少人口を上回るようになり、少子高齢化が進行しています。また、後期高齢者人口(75歳以上)も増加傾向となっており、今後、医療や介護を必要とする区民の増加が見込まれています。

豊島区の人口の推移



年齢3区分別人口の推移



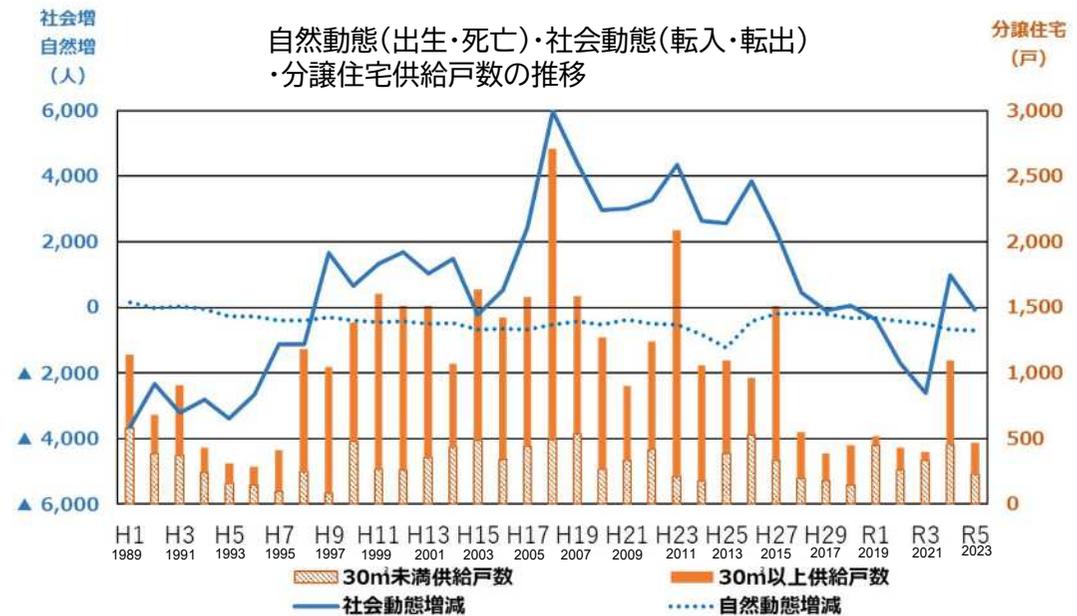
(注) 住民基本台帳法の改正 (平成24 (2012) 年) により、平成25 (2013) 年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

③ 人口動態の推移

自然動態は、平成4(1992)年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続き、令和6(2024)年中では、死亡数が703人上回っています。

また、社会動態は、平成9(1997)年以降、ほぼ転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いていましたが、平成29(2017)年以降は均衡し、コロナ禍の影響等により、社会減の傾向を示しています。

豊島区の近年の人口増加は、大規模住宅開発に伴う社会増と国外からの入国者(外国人人口の増加)による影響が大きいものと考えられます。

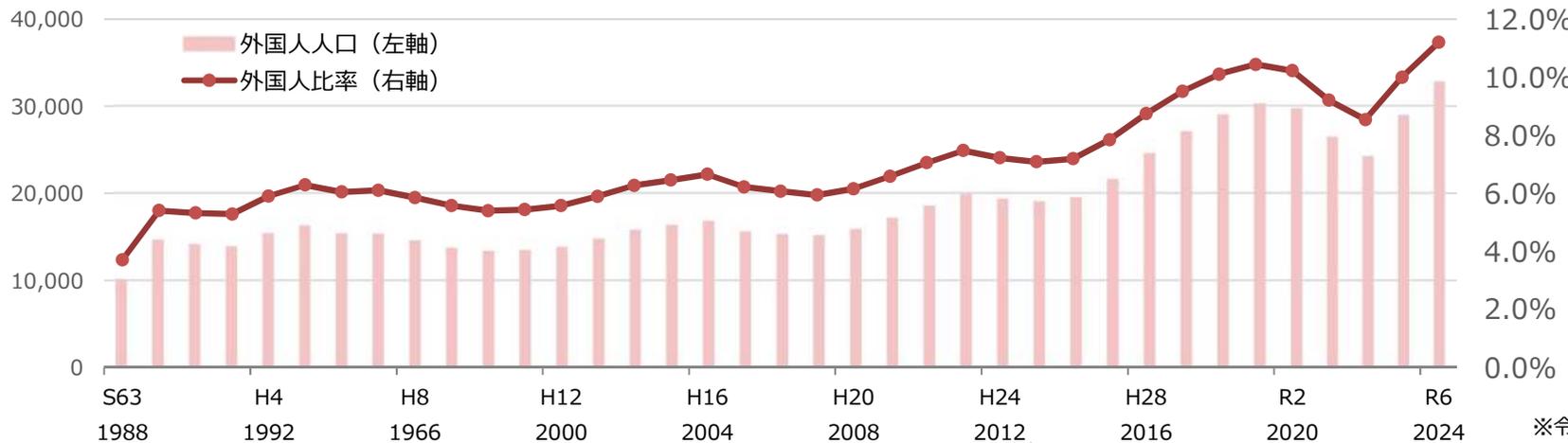


④ 外国人人口の推移

令和6(2024)年1月現在の外国人人口は32,732人、総人口に占める比率は11.2%となっています。留学の在留審査の厳格化やコロナ禍等による一時的な減少の時期はありましたが、長期的には増加傾向が続いています。また、在留資格のうち一番多いのは「留学」で約34%となっており、区内に大学や専門学校が多く所在する影響が大きいものと考えられます。

外国人人口の推移

(グラフ) 外国人登録、住民基本台帳(各年1月1日)より作成



	外国人人口	外国人比率
S63 1988	10,086人	3.7%
H4 1992	15,431人	5.9%
H8 1996	14,578人	5.9%
H12 2000	13,845人	5.6%
H16 2004	16,833人	6.7%
H20 2008	15,913人	6.2%
H24 2012	19,324人	7.2%
H28 2016	24,540人	8.7%
R2 2020	29,672人	10.2%
R6 2024	32,732人	11.2%

※令和7年1月1日時点の人口を踏まえ、差替予定

2. 豊島区の状況(1)人口動向

⑤ 単身世帯の増加

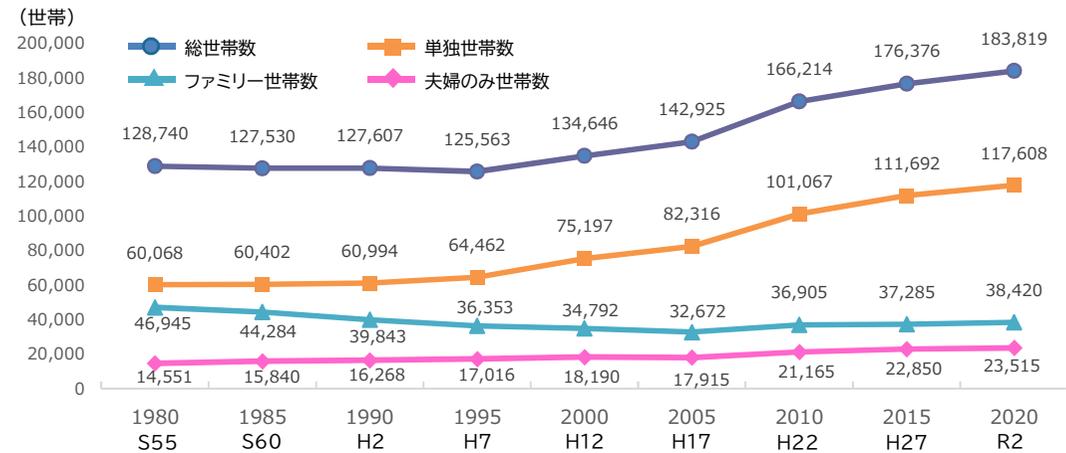
豊島区の世帯数は、増加傾向となっておりますが、その大きな要因は単身世帯の増加によるものです。

また、ファミリー世帯は減少を続けていましたが、平成22(2010)年に増加に転じて以降、増え続けています。

なお、23区の中で比較すると単身世帯の割合は、新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は、新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

世帯数の推移

(グラフ)国勢調査(総務省)より作成



⑥ 出生数と合計特殊出生率の推移

豊島区の出生数は、平成25(2013)年以降2千人を超えていましたが、平成31(2019)年以降はコロナ禍の影響等により減少傾向を示し、令和4(2022)年には1,854人となっています。

豊島区の合計特殊出生率は、全国や東京都と比較しても低く、23区の中なかでも下位となっています。近年増加傾向を示していましたが、平成30(2018)年には減少に転じ、1を下回っています。

合計特殊出生数の推移

合計特殊出生率順位
(令和5年、23区)

(合計特殊出生率)



順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.24
2	港区	1.23
3	千代田区	1.17
4	文京区	1.12
5	荒川区	1.10
6	江東区	1.07
7	江戸川区	1.07
8	品川区	1.02
9	葛飾区	1.01
10	北区	1.00
11	練馬区	0.99
12	足立区	0.99
13	墨田区	0.98
14	台東区	0.98
15	大田区	0.96
16	世田谷区	0.94
17	目黒区	0.93
18	渋谷区	0.91
19	杉並区	0.89
20	板橋区	0.87
21	新宿区	0.86
22	中野区	0.86
23	豊島区	0.85

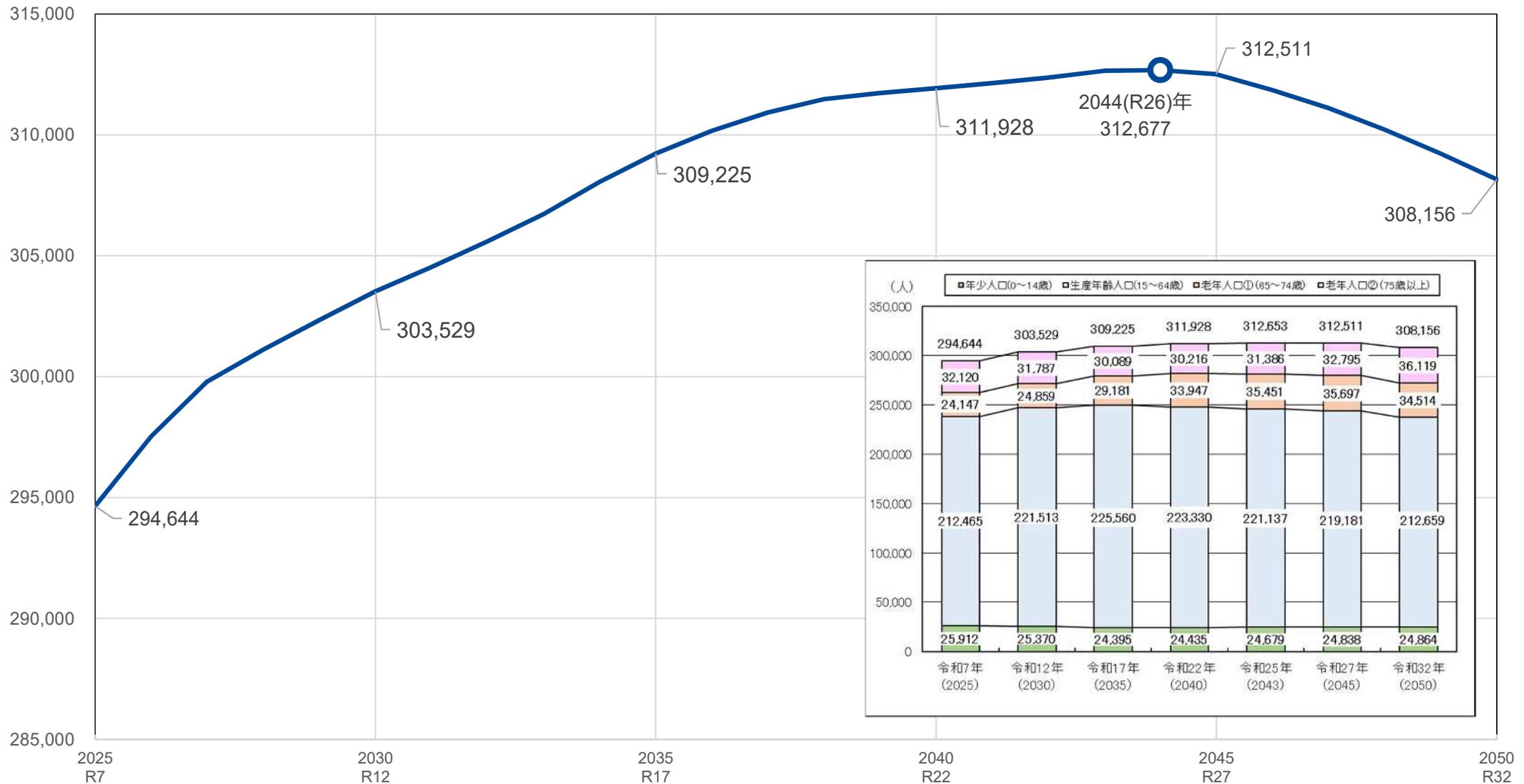
出生数の推移

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1,525	1,458	1,516	1,466	1,441	1,463	1,551	1,654	1,654
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,776	1,797	1,864	1,914	2,025	2,055	2,045	2,073	2,109
H30	R1	R2	R3	R4	R5			
2,009	1,936	1,842	1,855	1,854	1,675			

(グラフ)厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」、東京都保健医療局「人口動態統計年報(確定数) 令和5年」より作成

2. 豊島区の状況(2)豊島区の将来人口

令和7年1月1日時点の住民基本台帳の人口を基準に、令和32年(2050年)までの将来人口の推計を行いました。
 総人口は、令和26(2044)年の312,677人まで緩やかに増加していきますが、その後は、減少に転じていく見込みです。
 また、生産年齢人口(15-64歳)は、令和18(2036)年の225,713人をピークに減少に転じていく見込みです。



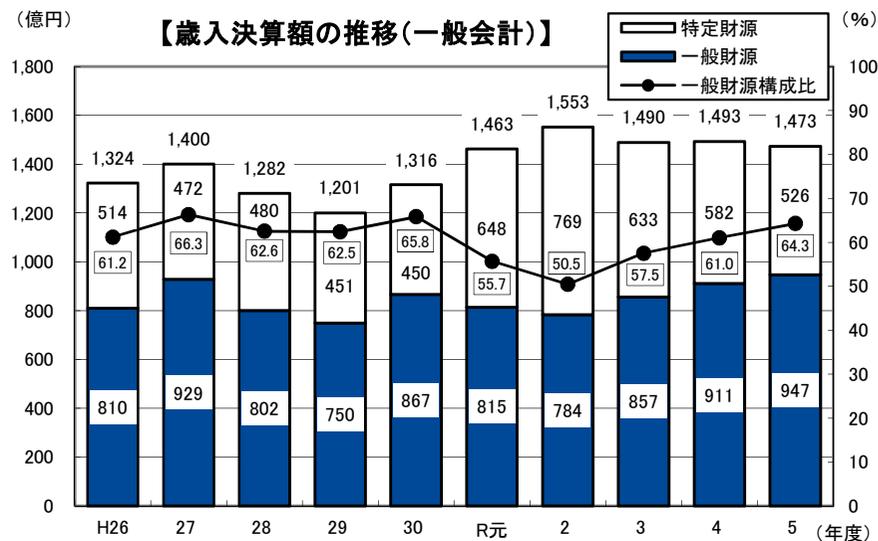
2. 豊島区の状況(3)財政の状況

(1)歳入の動向 ～堅調な一般財源歳入～

歳入決算総額は、年度によって増減があるものの、10年前と比較すると増加傾向にあります。歳入は、大きく一般財源と特定財源に分けられ、直近5年間では一般財源歳入が堅調に推移しています。

用途が制約されず、どのような経費にも使用しうる歳入が一般財源であり、行政需要に円滑に対応する財政運営のためには歳入に占める一般財源の割合が、できるだけ大きいことが望ましいとされています。

一般財源のうち、特別区税と特別区財政調整交付金の2大財源が大半を占めており、ともに近年は増加傾向を示しています。2大財源は景気変動の影響を受けやすく、国の制度変更も行われることから、今後の動向を注視する必要があります。

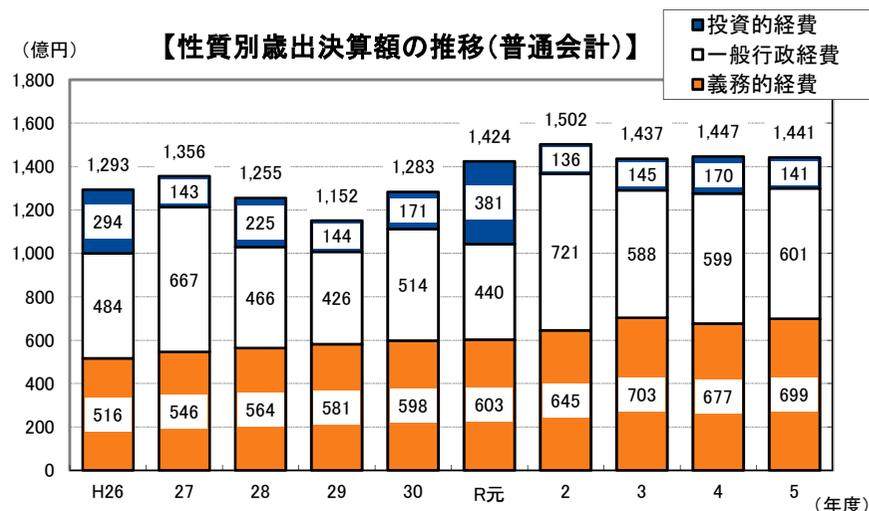


(2)歳出の動向 ～右肩上がりの義務的経費～

投資的経費は、年度によって事業量が大きく変わるため、決算額も激しく変動します。また、一般行政経費も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策等の臨時的な需要により、変動する経費です。

一方で、義務的経費は、ほぼ一貫して増加傾向にあります。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費は、今後も増加傾向が続くことが予測されます。義務的経費の増大は、財政の硬直化に直接つながるため、今後の推移に注意が必要です。



(3)特別区債と基金残高

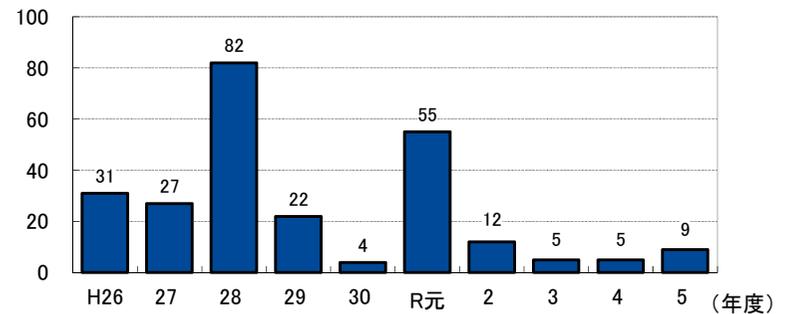
①特別区債

公共施設の改築・改修や市街地再開発事業等、長期にわたり、多くの区民が利用する投資事業を進めるため、特別区債を計画的に活用しています。

現役世代と将来世代との負担の均衡を図る機能と、財政収入の年度間調整を図る機能を持つ特別区債ですが、無計画に発行すると義務的経費である公債費が増大し、財政破綻してしまいます。

将来見込まれる、公共施設の改築・改修事業等に必要な財源を的確に把握し、基金計画を踏まえ、計画的に特別区債を活用することが重要です。

【特別区債年度別発行額の推移(普通会計)】



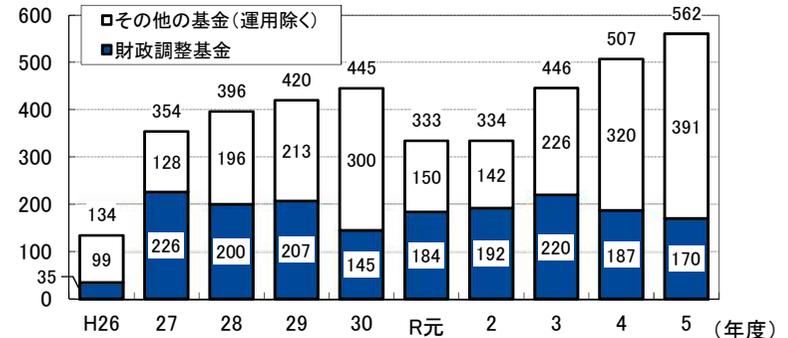
②基金

一般会計では、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金のほか、特定の目的に充てるための基金を合わせて、17の基金を設置しています。

特別区は、景気の変動の影響を受けやすい財政構造をしているため、区では急激な景気悪化に備え、財政調整基金残高を標準財政規模の2割以上確保することを目標としています。

義務教育施設整備基金や公共施設再構築基金等の特定目的基金は、それぞれの目的に応じて、今後10年間に必要な金額を積算し、残高が枯渇しないように管理しています。

【基金残高の推移(一般会計)】



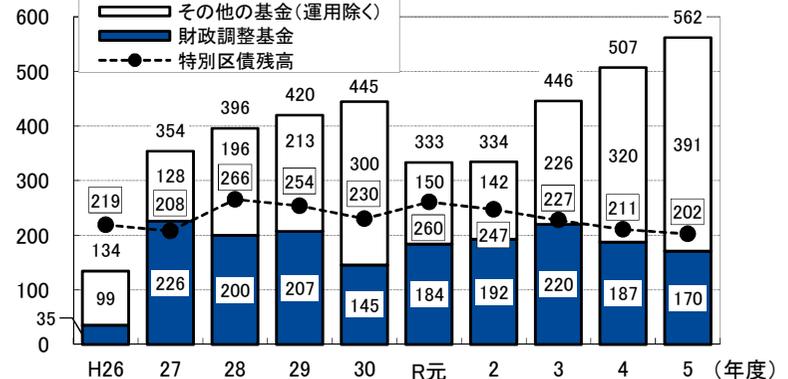
③中長期的視点に立った計画的財政運営

多額の経費がかかる投資事業を実施するには、財政への影響を平準化するため、特別区債や基金を活用する必要があります。留意が必要なのは、特別区債を活用すると、義務的経費である公債費が増え、基金を活用すると残高が減り、将来需要に対応できなくなる恐れがあることです。

かつて、利率が高い時代に特別区債を発行したため、返済すべき公債費が増え、財政破綻寸前の状況となってしまいました。

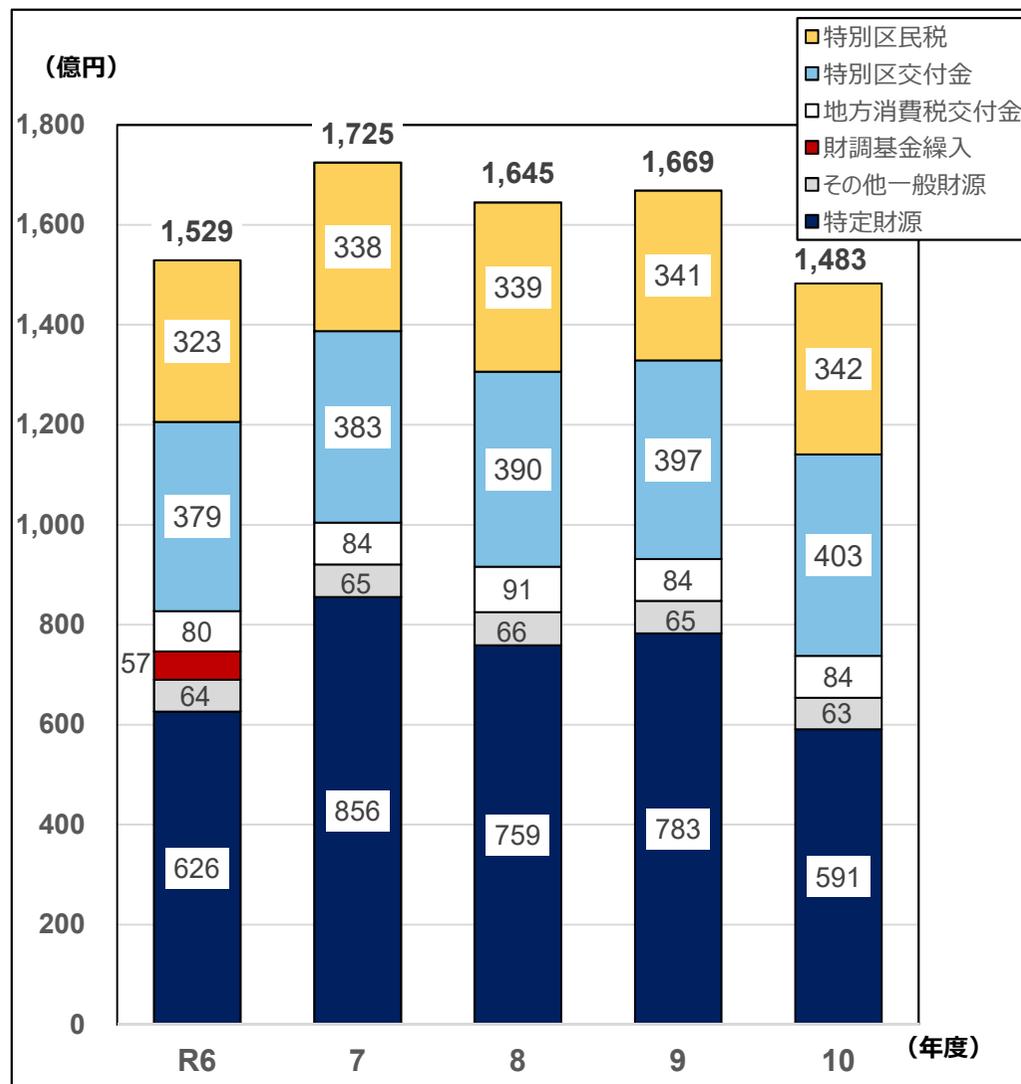
金利が上昇局面を迎え、工事費も高騰を続ける中、かつての財政破綻寸前の状況に再び陥らぬよう、中長期的視点に立った計画的な財政運営がこれまで以上に求められています。

【区債残高と基金残高の推移(一般会計)】

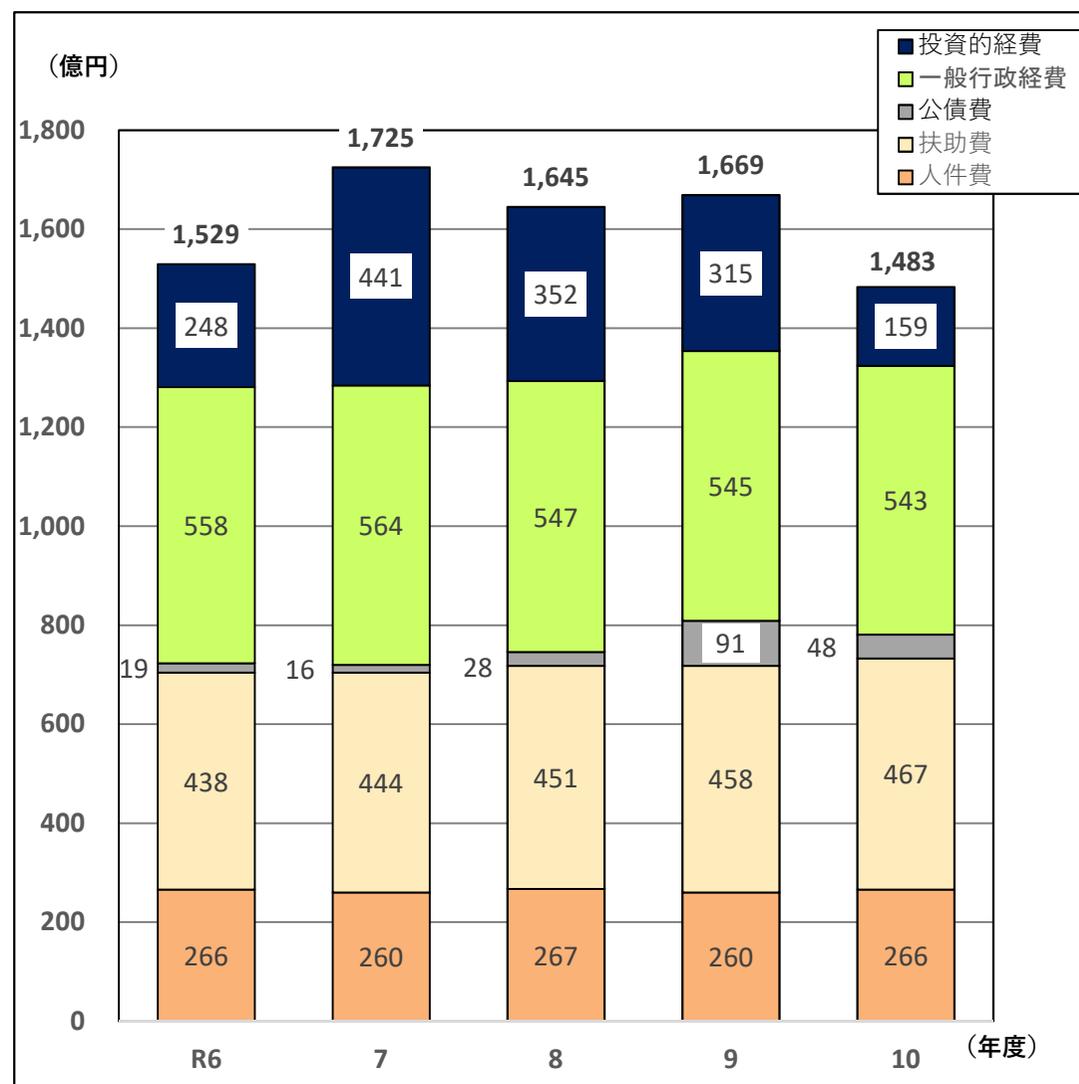


(4)今後5年間の財政見通し－①歳入・歳出予算の見通し

【歳入の見通し】



【歳出の見通し】

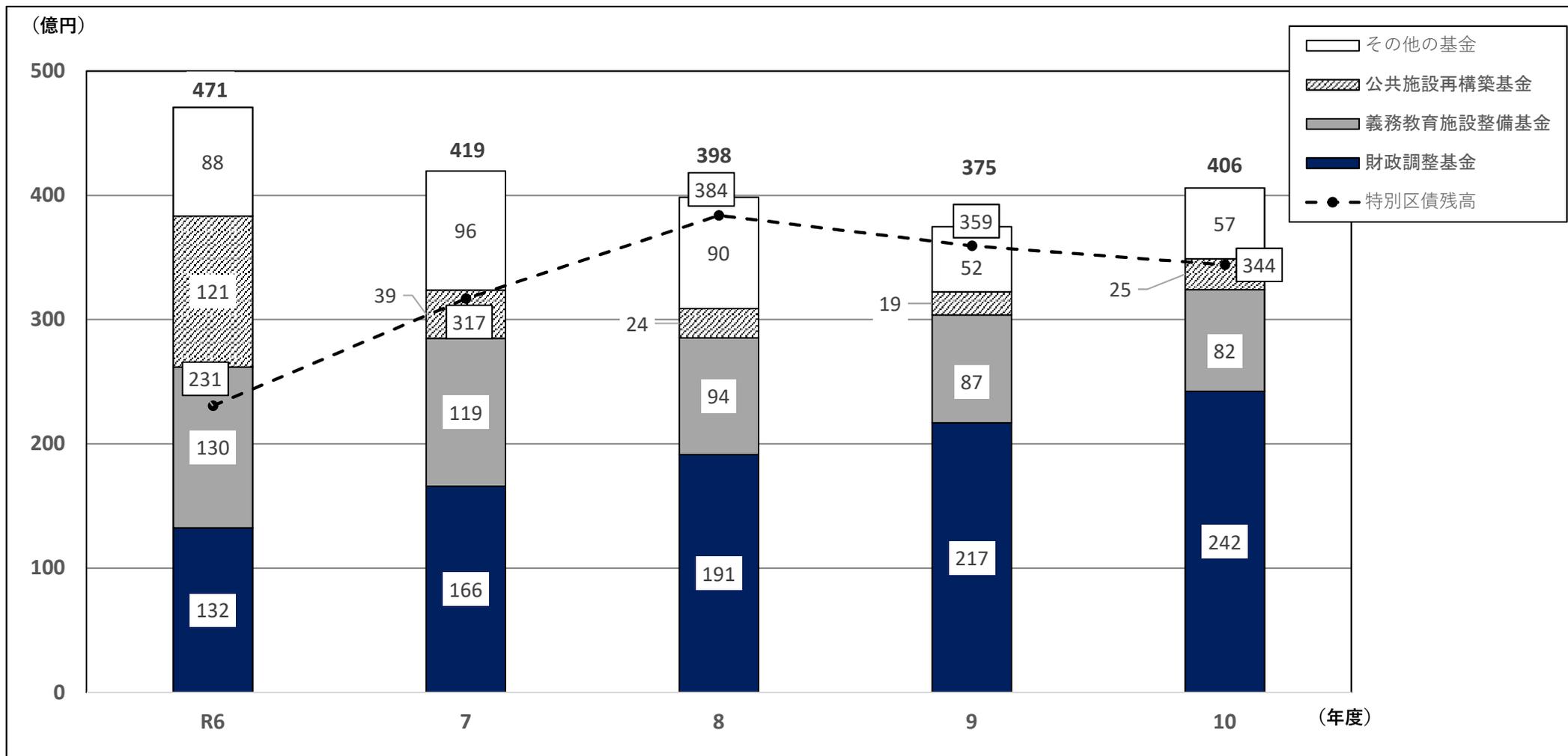


※令和6年度は当初予算、7年度以降は見通し

※令和7年度当初予算案の確定後、差替予定

(4)今後5年間の財政見通し－②特別区債と基金

【区債残高と基金残高の見通し】



※令和7年度当初予算案の確定後、差替予定

第2章

地域経営の方針

1. 基本戦略の継承と発展

“ひと”が中心のまちづくりや人口減少への対応を始めとして、これまでのまちづくりの基本的な戦略を継承しつつ、区民目線で進化させ、ウェルビーイングな持続発展都市を目指します。

2014年～2021年 消滅可能性都市指摘

2022年～2024年 SDGs未来都市として飛躍

2025年～2029年 持続発展都市の新たなステージへ

都市像

福祉や子育て、教育、安全・安心のまちづくり等を基礎としたうえで、多様な文化を享受し合い、人や文化が交わることにより、新たな価値を生み出し、世界中の人々を魅了し続けるにぎわいあふれる“ひと”が中心の誰かが主役になれるまちの姿を「国際アート・カルチャー都市」として位置づけました。

① 若年人口増・財政健全化

「子どもと女性にやさしいまちづくり」を始めとする対策によって人口の増加が続き、人口戦略会議による若年女性人口の予測は大幅に改善、納税人口増加による税制の健全化を実現しました(消滅可能性都市からの脱却)。

② 文化の力で価値あるまちに

東アジア文化都市や東京2020大会に向けた戦略展開を始めとする「文化を基軸としたまちづくり」で、まちの価値や区民参加の機運は飛躍的に高まり、本区の政策風土として息づきました。

様々な都市ランキングでも上位に入り、注目され、選ばれるまちとなりました。

③ 都内初SDGsダブル選定

財政破綻の危機や消滅可能性都市の指摘に対する「持続可能なまちづくり」が評価され、都内初の「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。

本区の取組が全国自治体のモデルとまになりました。

取組による主な成果

理念の継承

次なるステップへ

「文化を基軸としたまちづくり」や「経済・社会・環境の好循環を目指すSDGsの実現」を、すべての政策形成において意識してきた結果、組織風土として醸成され、事業展開に息づき、まちの価値や魅力は飛躍的に高まりました。

一方で、複雑多様化した将来の区民ニーズや社会の変化、人口構造の変化に柔軟かつ確に対応していくためには、行政サービスの受け手である区民目線をさらに重視するとともに、分野や組織にとらわれない横断的な対応の必要性がますます高まっています。

“ひと”が中心のまちづくりを始めとして、これまでの戦略の基本的な方向性を継承しつつ、3つの理念と7つのまちづくりの方向性の実現に向け、区民の声を積極的に把握することを重視し、区民目線で発展させます。こうした取組により、区民の心と体、地域社会にとって健康な状態が続くウェルビーイングな持続発展都市を目指します。

1 将来人口を見通した対策の推進

消滅可能性都市脱却を支えた若年層等の人口増やSDGsに資する取組は、基本構想の方針や最新のトレンドを踏まえ、再構築します。

今後はさらに、国や本区の将来人口構成を視野に入れ、少子化・高齢化等へのよりきめ細かな対策を講じることで、「住みたい、住み続けたい」持続可能なまちづくりを進めます。

2 分野横断的な総合力の強化

全体をけん引してきた「文化」を軸の一つに据えるとともに、総合力重視に移行します。

今後は「7つのまちづくりの方向性」のすべてを軸として、分野横断的な連携による相乗効果を発揮することで、さらに「誰もが主役になれる」まちづくりを進めます。

3 区民目線での情報発信と政策推進

基本計画として将来のまちの姿や区政方針を端的に示すことにより、区政を区民と共有する絶好の機会とします。

今後は誰にとっても分かりやすい将来のまちの姿を積極的に発信・共有し、「みんながつながる」協働・共創のまちづくりを進めます。

2. 区民目線での分野横断的なまちづくりの推進

区は、基本構想に掲げる「理念」と「まちづくりの方向性」の実現に向けて、区民目線での行政運営を計画的・戦略的に推進します。

区には、基礎自治体として、区民の生命・生活を守る責務があります。

強靱で「安全・安心」なまちを基盤とし、ハード・ソフトの両面から区民の生命を最優先で守るとともに、区民生活の基礎となる「子ども・若者支援、教育、福祉、健康」等の政策を展開し、未来を担う子ども・若者が自分らしく笑顔で育ち、あらゆる区民が健康で、地域において共に暮らせる生活を支えます。

また、区の個性を強く形成する「文化」を基軸としたまちづくりを継承・発展させ、豊かな心と活発な交流を育むとともに、「産業・観光」政策により、区で働く人、区を訪れる人を含め、活気ににぎわいのあふれるまちを創造します。

さらに、人と地球環境にやさしい「環境」「都市再生」政策を展開し、良好な都市環境を次世代へ引き継ぐとともに、都市としての魅力や価値を高めていきます。

それぞれのまちづくりの方向性における施策の実行にあたっては、本章において掲げる「3つの理念の実現に向けた取組方針」と、「区民目線での分野横断的な対応」を強く意識し、「誰もがいつでも主役」の、「みんながつながる」、「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」を目指します。



3-1. 「3つの理念」の実現に向けた取組方針

基本構想に掲げる「3つの理念」は、基本構想全体を貫くまちづくりの基本的な考え方や行動指針であり、「7つのまちづくりの方向性」のすべての分野の土台となる考え方です。基本構想の実現に向けて、3つの理念の実現に向けた取組方針を次のとおり掲げます。

3-2 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針

- (1) 平和と人権の尊重された社会の実現
- (2) ジェンダー平等の実現
- (3) 外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

3-3 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針

- (1) 参画・協働・共創の重要性
- (2) 参画の推進と情報共有
- (3) 多様な主体による協働の推進
- (4) 共創の推進による持続可能な社会の構築

3-4 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針

- (1) 地域に息づく文化・歴史の継承と発展
- (2) 地域の特性や資源を生かしたまちづくりの推進

全ての分野で共通する考え方・指針

7つのまちづくり

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

活気にぎわいを
生み出す
産業と観光のまち

子育てしやすく、
子ども・若者が
自分らしく
成長できるまち

共につくる
地球にも人にも
やさしいまち

生涯にわたり健
康で、地域で共
に暮らせる福祉
のまち

誰もが居心地の
良い歩きたくなる
まち

豊かな心と
活発な交流を
育む多彩な
文化のまち

3-2. 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針

(1) 平和と人権の尊重された社会の実現

世界では戦争や紛争、テロ等の発生によって、平和な生活を送れない人々が大勢いる一方で、日本では、戦後80年を控え、戦争の記憶が風化しつつあります。

また、コロナ禍を経て、人々の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進んだとともに、人流についても回復基調が続き、地方都市からの流入人口や、在住及び来街する外国人数も増加しています。

「人権のないところに平和は存在しない」「平和のないところに人権は存在しない」と言われるように、平和と人権は、どちらも私たちが安心・安全に生活するための最も大切な理念です。また、平和や人権は、時代や地域によって、複雑で多様化しています。

変化の激しい不確実性の高い時代だからこそ、公共の福祉の根幹であり、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権の重要性をあらためて認識し守り伝えるとともに、ジェンダー、国籍、年齢、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違い等、様々な多様性をより一層尊重し、分野横断的な対応を強化することで、区民一人ひとりが幸せを感じ、自分らしく過ごせるまちを目指します。

(2) ジェンダー平等の実現

① ジェンダー平等につながる取組の推進

すべての人が、自らの意志によって、社会のあらゆる分野に平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、個人の意識や社会に潜在する社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を見える化し、今も存在する性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の解消を図ることが必要です。

多様な手法でジェンダー平等に関する普及啓発や理解の促進に取り組み、すべての区民の意識向上を促すとともに、あらゆる施策においてジェンダー平等の視点を意識した取組を推進します。

② 女性のエンパワーメント※の推進

SDGsの前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが宣言されています。しかし、令和6（2024）年の日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位であり、依然として男女格差が埋まっていない状況です。

女性が尊厳と誇りをもって自らの生活や人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントを推進します。

※エンパワーメント：その人が本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。また、個人の生活や環境を自分自身でコントロールする力を持つことできるとともに、あらゆる段階の政治、経済、社会、その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること

③ 性別等に起因した様々な困難を抱える人々への支援の充実

女性は、女性であるために様々な困難に直面することが多く、男性や多様な性自認・性的指向の人々もジェンダーバイアスによる生きづらさを抱えています。性別等を問わず、すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるような支援が必要です。

すずらんスマイルプロジェクトやパートナーシップ・ファミリーシップ制度等、先駆的自治体である豊島区の強みを生かし、関係機関や民間支援団体、当事者団体等と連携・協働し、困難を抱える女性、男性、多様な性自認・性的指向の人々、DV被害者等への早期からの寄り添った支援を進めるとともに、“その人らしさ”を大切に、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

(3) 外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

① 多文化共生の理念を基本とする施策の推進

豊島区の外国人人口は、総人口の約11%、およそ130の国と地域に広がり、今後も増加が見込まれています。

文化や習慣の異なる日本での生活に不安を抱く外国人が安心して暮らすことができるよう、生活情報の発信、相談対応における多言語対応や「やさしい日本語」の活用をさらに進めるとともに、外国人支援団体との連携強化等により、外国人が抱える悩みや不安に対し、迅速かつ適切にサポートする体制が必要です。こうした暮らしへのサポートを土台に、区民**ひろば**や**区内大学とも連携しながら**、異文化交流事業を始めとする地域の国際交流イベント等への支援をさらに進めます。

国籍や民族、生活習慣等が異なる多様な人々が、互いの違いを認め合い、**偏見や差別のない**対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」の理念を、あらゆる施策の基本とします。

② 外国人の活躍推進による地域の活性化

外国人も日本人と同様、地域の一員であり、地域の担い手として区政や地域活動に積極的に参画・活躍できる環境づくりを進めていくことがますます重要になっています。タウンミーティング等、直接外国人の声を聞く機会を増やすことにより、防災・福祉・子育て・教育等の施策に多様な視点や発想が生かされる、共創によるまちづくりを進めます。

区政や地域活動において、外国人の参画がさらに進み、そして活躍することにより、地域の一員である外国人も日本人も、共に幸せを実感し、地域への愛着につながるまちを目指します。

全分野共通の取組や各分野における代表的な取組のイメージ

平和・人権

- ・平和、人権に関する教育・意識醸成、関係団体と連携した事業等の実施
- ・人権擁護委員や関係機関と連携した様々な人権相談・支援体制の充実

ジェンダー平等

様々な角度からの意識変革

- ジェンダー平等に関する意識啓発
 - ・家庭・職場・地域における普及啓発
 - ・子どもや若者に向けた啓発・教育
 - ・ジェンダーによるアンコンシャスバイアスへの理解促進
- ジェンダー平等視点を取り入れた事業見直し(避難所運営等)

あらゆる分野で女性が輝けるまちへ

- すべての女性のエンパワーメントの推進
- 家庭・職場・地域におけるジェンダー平等の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・キャリア・スキルアップ、学び直しによる就業支援
- 女性リーダー活躍に向けた取組の推進

すべての人が安心して暮らせるまちへ

- DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶
- 性と生に関する健康支援や啓発・教育
- 困難を抱える女性への支援
- 生きづらさを抱える若年女性への支援
(すずらんスマイルプロジェクトの推進)
- ジェンダーによる男性の生きづらさへの支援・理解促進
- 多様な性自認・性的指向の人々への支援・理解促進

多文化共生

暮らしへの寄り添った支援

- 多言語による分かりやすい情報提供の仕組みの構築
 - ・やさしい日本語の活用、動画での生活基本情報の発信
 - ・AI自動翻訳機器等、デジタル技術の活用
 - ・外国語ボランティアの派遣や翻訳事業の推進
- 言語・ルール等の学習の支援
 - ・学校における外国籍児童・生徒への日本語指導
 - ・支援団体と連携した文化・習慣の学習機会の創出
- 外国人相談窓口の運営

共生意識の醸成と交流の促進

- 幼少期からの異文化理解の促進
- 小・中学校での英語教育の推進
- 区民ひろば等での異文化交流事業の推進
- 異文化理解・国際交流ボランティア団体の活動支援

外国人も日本人も活躍するまちへ

- 外国人コミュニティとの連携強化による地域課題の共有
- 町会を始めとする地域コミュニティへの参画支援
- 教育・防災等、多様な視点を生かしたまちづくりの推進

3-3. 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針

(1) 参画・協働・共創の重要性

本区では「自治の推進に関する基本条例」の基本理念や基本原則を踏まえ、区と多様な区民及び事業者等が積極的に連携してまちづくりを進めているところです。

コロナ禍を経てこれまで以上に社会課題が複雑・多様化する中、区民ニーズに的確に対応し、持続可能な地域経営を行っていくため、その重要性はますます高まっています。

公と民が連携しやすい仕組みをつくることにより、地域における様々な社会課題の解決につなげるとともに、新たな価値を創出することが求められています。

(2) 参画の推進と情報共有

区民の主体的な意思に基づく参画を推進するためには、行政が区民と同じ目線に立ち、相談しやすく話しやすい、区民に信頼される身近な存在であり続けるとともに、区民及び区の双方向のコミュニケーションにより、区政における参画の機会を確保することが必要です。

① 説明責任と透明性の向上

行政が情報を広く提供することは、区民の知る権利を保障するだけでなく、区政への区民参加や協働のまちづくりへの前提条件です。より分かりやすく使いやすいかたちで区政情報を共有し、ホームページやSNS等、リアルタイムでの発信を強化するとともに、行政情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用を徹底します。

② 区民の声の積極的な反映

区民の声を丁寧に受け止めることを区政運営の基本姿勢とし、コールセンター、広聴部門のみならず各部局への意見・要望を分析して、区政運営の改善に生かすとともに、子どもレターや事業提案制度を始めとして、区民の声をより積極的に区政運営に反映する仕組みを強化します。

また、パブリックコメント制度や行政評価制度の適切な運用等、政策の立案、実施及び評価の各プロセスにおいて、分かりやすいかたちでの情報提供や意見・要望の反映に努めます。

(3) 多様な主体による協働の推進

協働によるまちづくりを進めるためには、地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、共に活動することが必要です。

子どもから高齢者まであらゆる世代の区民、地域団体、企業、他の地方自治体（防災・教育・観光・環境を始めとする交流都市等）、これまで区と接点のない個人や団体等、多様な主体と行政とが、新たなネットワークやプラットフォームを形成して連携分野をこれまで以上に広げ、地域が必要とするニーズをよりきめ細かに汲み取り、公による支援と地域の総力を結集して対応することで、誰一人取り残さない、みんなでつくるまちを目指します。

※プラットフォーム：多様な主体が連携する基盤となる場や環境

(4) 共創の推進による持続可能な社会の構築

基本構想においては、「多様な主体と協働の輪を広げ、みんなでつくる共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまち」を目指すことを掲げています。

「協働」と「共創」の定義には、様々な考え方がありますが、「共創」は、協働と比較して、多様な主体がより自主的・自律的に活動し、さらには、行政主導ではなく、区民や企業等の主導により、地域課題の解決や地域の新たな魅力・価値の創出に取り組む、一歩進んだ連携のあり方ととらえることができます。

豊島区では、産官学の連携組織である「チームとしま」や「池袋エリアプラットフォーム」等により、それぞれの企業が得意分野を生かしながら、先進的な共創のまちづくりを推進しています。

これらの取組をさらに波及させ、既存の組織や枠組みにとらわれることなく、活発なコミュニケーションと自律的な好循環が次々と生まれる持続可能な社会の構築を目指します。

※チームとしま：区制施行90周年企業実行委員会を継承・発展させた産官学の連携組織

※池袋エリアプラットフォーム：地域主体・民間主導で池袋のまちを育て、価値を共創していくための協働・連絡体制

3-4. 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針

(1) 地域に息づく文化や歴史の継承と発展

先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を確かに継承し、今後も多様な人々や文化を寛容に受け容れながら、時代の変化にしなやかに対応し、発展を続けます。

(2) 地域の特性や資源を生かしたまちづくりの推進

あらゆる施策において地域の特性や資源を意識するとともに、人口動態や区民ニーズを始めとして、政策形成の背景となる様々な情報をきめ細かに分析し、区の有するポテンシャルを最大限に発揮する区民目線での先進的なまちづくりに挑戦し続けることで、強みはさらなる強さへ、弱みは新たな可能性へと変革します。

様々な人・情報・文化等が交差することにより、新たな「出会い」が生まれ、一人ひとりが自分らしく主役となれる幸福感により、「笑顔」がまち全体にあふれ、区民が「誇れ、住み続けたい」と思える、そして、区民以外の方からは「住みたい・訪れたい」と思われる「憧れのまち」を目指します。

(参考) 特性の例示

- ・ 地理的要因（東京北西部や埼玉方面へと向かう玄関口 等）
- ・ 都市機能（交通結節点池袋、個性ある商店街、企業の集積、多くの大学 等）
- ・ 人口動態（日本一の高密都市、高い人口流動性・単身世帯・外国人割合の高さ 等）
- ・ 地域固有の文化資源（トキワ荘、ソメイヨシノ、各地域での祭事 等）
- ・ その他、社会的要因、都市部固有の要因等

背景・特性の例	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度日本一 ・コミュニティの希薄化 ・外国人住民の増加 ・首都直下地震 ・繁華街の治安 	<ul style="list-style-type: none"> ・低水準の出生率 ・共働き世帯の増加 ・ヤングケアラー ・不登校、特別支援 ・居場所の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い単身世帯割合 ・孤立、孤独 ・8050問題 ・介護・重症化予防 ・健康危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・池袋エンパル入、トワ荘など多様な地域文化の継承と発展 ・学びの多様化 ・スポーツの機会充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・人・モノ・企業の集積 ・多種多様な商店街 ・マンガアニメ・コスプレ ・インバウンド ・消費者トラブルの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 ・緑が少ない ・生活環境の保全 ・ごみ処理適正化 ・SDGs未来都市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル駅池袋 ・都市再生 ・バリアフリーの向上 ・まちの回遊性向上 ・公園面積が少ない
	1 地域と共に 支えあう安全・ 安心なまち	2 子育てしやすく、 子ども・若者が 自分らしく成長 できるまち	3 生涯にわたり 健康で、地域で 共に暮らせる 福祉のまち	4 豊かな心と活 発な交流を育 む多彩な文化 のまち	5 活気にぎわ いを生み出す 産業と観光の まち	6 共につくる地 球にも人にも やさしいまち	7 誰もが居心地 の良い歩きた くなるまち